

第十九回 参議院文部委員会會議録第九号

昭和二十九年三月十六日(火曜日)午前
十時三十七分開会

出席者は左の通り。

委員長 川村 松助君
理事 御木 亨弘君
加賀山之雄君
荒木正三郎君
相馬 助治君

委員

木村 守江君
田中 啓一君
中川 幸平君
杉山 昌作君
高橋 道男君
安部キミ子君
高田なほ子君
永井純一郎君
長谷部ひろ君
須藤 五郎君

政府委員

文部省大学
学術局長 稲田 清助君
文部省管理局長 近藤 直人君
事務局側
常任委員 竹内 敏夫君
会専門員 工業 英司君
会専門員

本日の會議に付した事件

○参考人の出席に関する件

○国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○派遣議員の報告

○委員長(川村松助君) 只今から文部

第七部 文部委員会會議録第九号

昭和二十九年三月十六日【参議院】

委員会を開会いたします。

先ず国立学校設置法の一部を改正する法律案について参考人から意見を聴取する件についてお諮りいたします。国立学校設置法の一部を改正する法律案につきまして参考人から意見をお聞きすることに昨日の理事会において決定いたしております。そう取計らつて御異議ございませんか。

○委員長(川村松助君) 御異議ないものと認めます。参考人の氏名につきまして御意見のおありのかは本日中に委員長までお申出を願いたいと存じます。お申出がございました参考人の人選については便宜上委員長及び理事に御一任願いたいと思ひます。

○委員長(川村松助君) なお現在のところ本法律案に現れておりませんが、昭和二十九年年度予算中に原子核研究所の設置設備費として一億三千万円計上されており、先般の文部当局からの説明には、来年度以降に東京大学に附置する共同利用の研究所として発定する旨の説明がありましたが、原子核及び原子力の問題についても参考人から意見を聴取したいと思つております。昨日の理事会で決定いたしました。この件について理事会決定通り取計らつて御異議ございませんか。

○委員長(川村松助君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(川村松助君) 御異議ないものと認めます。

については、便宜上委員長及び理事に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(川村松助君) 遠記をとめて

○委員長(川村松助君) 遠記を始めて

国立学校設置法の一部を改正する法律案について御質疑を願います。

○相馬助治君 前の委員会でもちよつと私は触れて資料の要求をしていただいたのですが、この国立学校設置法の一部を改正する法律案は、例年出されて来た法律案でありますけれども、今年は何年と全くその内容を変えた基本的な問題がここに含まれていると思つて、それは非常に大切な部分を政令に委ねると、こう規定しておることです。これについて基本的な質問を十分展開して研究を進めて行きたいと思つたので、それについて相馬助治君は、相馬助治君を当局に私は要求しておきました。私を十分満足せしめる資料としては、全部揃つておりませんので、私はそれに入る前に差当り今年の国立学校に対する予算の面から、本法案に關連して、二、三局長に質疑をしておきたいと思つております。国立文教施設整備費として、本年度は大體二十八年度と同じように十九億円が計上されているようにありますが、この規模は、私は少なすぎると思つております。文部当局としては最初どの程度のものを要

求し、そしてこういう結果になつたのか、そのへんのことについて簡単に御説明を願いたい。

○政府委員(近藤直人君) それでは国立文教施設費の二十九年度の予算につきまして御説明申し上げます。国立文教施設費の今年度予算につきましては、總額で昭和二十八年前年度と、殆んど同じような金額でございます。十九億三千七百七十七万四千五百円、十九億三千九百九十九万四千五百円、ほぼ前年度と同額でございます。

○相馬助治君 それは昨年度と同様であるという説明をしておりますけれども、實質的には一億円というものが、昨年度の費目にならぬものが、本年度は原子核研究所の創設費として支出されておるので、この一億円だけは昨年度の規模よりも小さくなつたと、かように見てよろしいですか。

○政府委員(近藤直人君) 御指摘の原子核研究所の創設費といたしまして、本年度は正確に申し上げますと八千九百四十四万五千五百円でございます。これが前年度と比較いたしますと、本年度特に新らしい増えた項目でございます。従いましてその額に相当するものが昨年度に比較いたしました上で減つておるといふ状況でございます。

○相馬助治君 災害復旧費が昨年度より八千万円以上減少となつておりますが、これは文部省は大蔵省との交渉の際、当初より、昨年度より減額したものを示して、かような結果となつたのですか。それとも昨年度と同規模或いはそれ以上のものを出して、国家財政の現状から、査定上かようなことになつたのですか、そのへんのことを簡単に説明して頂きたい。

○政府委員(近藤直人君) 国立文教施設の災害復旧費でございますが、これは御指摘の通り、昨年が一億四千三百四十万四千円、これが二十九年度が六千九百四十万四千円でございますが、これは昨年度災害復旧費の予算を二十八、二十九の二カ年に亘りまして査定いたしましたとして、その際に二十九年度分といたしまして、たしか四割を二十九年度に廻したというふうに記憶いたしております。従いましてこれは当然二十九年度分がそれだけ少なくなつておるわけでございます。

○相馬助治君 私はそれらの資料について十分調査をした上で聞いておるのです、わからないから聞いておるのじやないのです。私の言うのは現在の文部省がとつておる危険校舎の復旧にしろ、災害の復旧にしろ、年次計画を立ててやつておるはずで、それで昨年度より今年がその対象年数が減つておるといふことは、去年の予算からわかつてゐることなんです。この八千万円は今年減らしたということによつて、昨年度二カ年計画で立てた当初の見込に狂いが出ておるのか、出ていないのか。これは当然要求したものが、この項に關しては要求通り通つたといふのか、それとも見込はこれだけ減らされた、やむを得ず少なくなつたのか。

かということについてお尋ねしていい。

○政府委員(近藤直人君) 国立文教施設の災害復旧につきましては、これは当初各国立大学から報告が参りました、その報告を更に文部省におきまして、これを調査いたしました結果、相当報告に誤算があることがわかりまして、それを更に再調査いたしましたので、その上でこれを大蔵省に要求いたしました。従いまして大蔵省に要求いたしました部分につきましては、ほぼ八割程度査定を受けております。大体今年度の要求いたしました額に近いものが査定を受けておりますので、その意味におきまして大蔵省からやむを得ず押しつけられたというようなことはございません。

○相馬助治君 それは非常にいいことをお聞きしました。いわゆるこの項に對しては要求通りに近い額が計上されておる、こういうことですから、その上に立つて以下の点を今度はお尋ねします。この今年度の国立文教施設整備費は、管理局長としては十分に行える見通しを持っておりますか。

○政府委員(近藤直人君) 私先ほど申し上げましたのは、国立文教施設の災害復旧費のことです。これは西日本並びに八水害地につきまして申上げたこれは復旧費であります。只今御質問のございました点は国立文教の整備費一般についてのことであらうと思ひます。それについてお答えいたします。国立文教施設整備費一般につきましては、先ほど申し上げました約十九億幾ら、これは二十八年度とほぼ同額でありますことは先ほど申し上げました通りであります。これにつきましては、

て、これで以て十分であるかという御質問でございますが、この点につきましては一応この金額で二十九年度は賄わなければならぬということでございます。そのので、全体の計画といたしましては、九カ年計画で以て相当大幅な文教施設整備計画をいたしておりますが、いろいろ予算の折衝の過程におきまして、二十九年度は先ほど申し上げたような金額になつたわけでありまして、

○相馬助治君 私は当局を困らせようとして今のような質問をしておるのでなく、国が一つの大きな目的の下に均衡予算を組んだという事情から、これについては議論はあるけれども、その枠内においてこれらの費用も相当圧縮されてくるということについてはわかるのです。そこで問題は十分でない整備費が盛られた場合には、その具体的な配分がどのようになされるか、いわゆる文部省の一部の局によつて勝手にこれらが配分されるというようなことになるという、問題はなか／＼大きいと思うのです。さうなことは、ないと思うけれども、念のためにそれらを尋ねたいのであつて、この整備費についての具体的な配分内容を今日近藤局長の手許でお持ちですか。

○政府委員(近藤直人君) 昭和二十九年度の予算の配分につきましては、目下その配分案を作成中でございます。実は明日その会合を持つ予定になつておりまして、折角検討を續けておりますが、大体の構想といたしまして大学院を持つてゐる大学、又部分的に大学院を持つてゐる大学、それからその他の大学というふうに三種類に分ちまして、その三種の大学の整備につきまして予算の配分をするという方針が大

きな方針でございます。なおそれに加へまして戦災で傷められた学校につきましましては、戦災復旧費といたしまして考慮する。或いは又大学の例の統合整備でございますか、統合整備の線に沿ひまして予算を配付するというような、あらゆる面から検討いたしましたして、予算の配分につきましては公正を期したいと考えております。またその案につきましては成案を得ておりません。

○相馬助治君 その具体的な配分内容の成案を得ていないということなので、私はお尋ねしておかなければならぬと思うことは、御承知のように予算は衆議院を通過して本院にかかつておる。予算の性格上からして大体どのような形での予算が落ちつくかということは、大体峠が見えていると思う。にもかかわらず整備費の具体的な配分内容が我々に今日示すことのできないということは、これは非常に私は問題であると思う。私はこれは当局が未だにその成案を得ないことはけしからぬということを言う意味で問題を言つてゐるのではなくて、私が問題としたいのは、地方の大学に参りますと、口を揃えて大学という看板は下げてもらひ、国立という名称は与へてもらつたけれども、全く中央の旧大学に比べて我々は差別待遇を受けてゐる、こういうことを言う。それで今度は中央の東大その他の人に会つていふと、

国は勝手に大学ばかり作つてしまつて、僅かの費用を全国的にばら撒くために、所期の研究成果を挙げるべきでない。研究整備も全く荒廢に歸したままになつてゐるものがある、こういう二つの矛盾した意見を聞くので、私はそれじやどつちを取るべきか

ということには問題はあると思うけれども、又大学の基本的な問題について、大学のあり方については基本的な問題があると思うけれども、現行法に立つからには、やはり地方の大学に對しても、もう少し文部省は親心を示さなければならぬと思う。さうな観点から整備費の具体的な配分内容を私は出来次第早急に当委員会にも資料として出してもらひたいし、それからその配分をする場合においても、十分今私が申上げたような意見或いはこの本委員会の他の委員諸君にも局長としてはその意見があればそれを十分聞いて、僅かの金を配分するのだから相当問題はあらうけれども、一つそこはうまくやつてもらわなければならぬと思うので、従いまして、出来次第整備費の具体的な配分内容についての資料を本委員会に提出することを私は要求しておきます。

次にこれは文部大臣に聞かうと思つておつたのですけれども、文部大臣は先般の文部委員会で同僚荒木委員その他委員からの質問の際に科学の振興、學術の振興は大学を中心として考えていると、こういうことを言ひました。ところが大学の整備費も前年度より減少してゐるという、これは科学の振興なんというところについてはなか／＼思ひもよらないと思うのです。そこでもうちよつと今度は具体的にそのことについて聞くのですが、国立学校運営費として本年度は三十億の増加を見込んでおります。国立学校の関係のこの予算を詳しく調べて見ますと、この分だけはこれはつきり三十億殖えてゐる、この三十億の増加は何ですか、

そうして又これはどういう意図に基いてゐるのですか。

○政府委員(福田清助君) 御承知のように国立学校運営費、これは逐年増加して参つて来ております。昨年度から約三十億増加いたしております。そのうちおよそ十二億程度はこれは人件費に關しますベース・アップ等自然増と見られると考えております。それ以外につきましてはこれはまあ内容が非常にございまして、これは、第一、大学の学年進行及び昨年或いは一昨年に設置いたしました学部、学科、附屬諸学校の学年進行に伴います既定計画に基いての増及び今日の国立学校設置法で御審議願ひますような問題及びそれ以外の附屬研究施設の新設というふうな、いわゆる新規経費の増、これらによりまして約三十億の増加になつております。従つてこの地方大学の合併でありますとか、或いは短期大学の創設でありますとか、学部研究施設の増でありますとか、いわゆる学年進行にあらざる純然たる新規増につきましてはおよそ五億程度の増ではないかと積算せられます。

○相馬助治君 そこでその大部分が人件費であるということがわかつたのですが、この運営費の中には当然講座を持つてゐる教官の研究費或いは教育研究旅費又は学生経費、こういうものが含まれて来ていると思うのですが、それらの単価については物価の値上りに伴つて幾らか余計に見込んだのですか、それが質問の第一点です。

第二点は、聞くところによると地方大学で講座を持つてゐる教官と、中央の大学で講座を持つてゐる教官と、そ

の他いろいろな実情に応じて研究費の配分に差等があると聞かされておりますが、本年度の配分計画はどのような基準においてなさんとするものであるか、その点がはつきりしていただければこの際お漏らし願います。

○政府委員(福田清助君) 第一点であります。講座研究費について単価増を企画したかというお尋ねであります。これは御承知のように一昨年度に直して頂きましたので全般的の単価増を要求いたしますよりは、私どもといたしましては従来実験、非実験、臨床というような区分でありましたのを、更に又大学の研究費の使い方から見まして、これらの区分を改善するといふような点に力点を置いたのであります。また、明年度予算の編成の根本の方針に触れますが、甚だ遺憾ながらこの点の増額が期せられなかつたのであります。

それから如何なる基準で配分するかという点につきましては、先般資料の御要求がありましたので、国立大学予算算定の基礎についてという資料をお手許に差上げました。そのうち研究費の分につきましては、実験、非実験、臨床の区分及び講座組織になつておりますものの基礎、或いは講座組織になつており、いわゆる研究室組織になつておられます教員あたりの基礎基準は、お手許に資料としてお目にかけるところで御了承頂きたいと存じます。

○相馬助治君 他の委員からも質問があると思うので、私は最後に一べん局長にお尋ねしておきたいのですが、それは文部省の、特に国立学校に関する予算の組み方で、私は文部省の予算は

ここ三年ほど拝見してこれを審議する機会を得て来たのですが、この全般的な国の予算の一つの面としての文部省予算というものを、今年私は予算委員になつて初めてわかつたわけですね。申しますのは他の省等の予算の組み方と比べて、特に文部省の国立学校に関する予算の組み方というものについて

は問題があるかと思うのです。それはどこに問題があるかという点、第一今年の決算書を見ますと国立学校の費用の使い方については実に流用費目が多い。殆んどが流用費目、特に問題であります。殆んどが流用費目、特に問題であります。殆んどが流用費目、特に問題であります。

生経費までが事務職員の旅費等に使用されている、これは私には大変な問題だと思ふ。さなきだに乏しい文部省予算を事務職員が教官の研究費まで食つていくということ、そしてそれを文部省が堂々と教育白書の中にも触れておるやうです。それから本年度の決算書にも堂々と触れている。そして又昨年と同じような予算の組み方で今般ここに予算を提示している。私は実に問題だと思ふのです。そこで私はお尋ねしたいと思ふのは、一体国立学校の教官の研究費については教官の欠員があるはずだと思ふのです。そういう費用は文部省がプールしておいて、文部省の自己意思によつて本年度も支出して行くという仕組みをとるおつもりですか、どうですか。それから職員、特に事務局長が昨年度は他に食い込んでおるけれども、一体これはどういふことなんだ。事務局の費用が当然膨大するならば、堂々と事務局費のほうに組み込んでおいたらどうですか。私はこ

うふうに思ふのです。それで若しも本年度昨年と同じような予算の使い方をするならば、当委員会としても超党派的に重大なる決意をなくちやならぬい、おどかしいるんじやないのです。そういう意味で、これらについての見解をこの際承つておきたいと思ふのです。

○政府委員(福田清助君) 只今の御指摘になりました国立大学或いはその他の学校の経費を実態に即応して編纂し直すという御意見につきましては、私どももこの仕事を抜いながら痛感して参つて来ております。そうした事態から只今御審議願つております明年度予算におきましては、大学財政に關しまして調査費といふものをお願いいたしております。誠に遅ればせではございまするけれども、私も今まで既定経費等によりまして、各大学におきまして基準経費の調査を或る程度進行いたしておりますけれども、更に早急にこの調査を遂げまして、お話のように実態に即した予算の組替えをいたしたい。この点は大蔵省も同意をせられまして今の調査費を認められた点だと思ひますが、この調査費を活用いたしましては、緊急にこの大学財政につきま

針を適切に変更したいと考えております。これが第一点でございます。それから次に教官研究費のとおきについて御指摘がございました。御承知のように、大蔵省が各省に配当いたします予算が、各省は四半期でございまして、とめおきになつております。この関係はございまして、御も、文部省自身として教官研究費をとめおきにいたしておる事実はないので

ございます。ただ学校が本部におきまして光熱、水道料とか、電気料、電話料といふようなものは、これは本部において各教室のものをまとめて支払う関係がございまして、教室に全部研究費を渡してしまつて、又それを逆流いたしますことが経理上困難だといふような関係で本部に留めおくという事実

はこれはございまして。又留めおかなければ、今申しましたように、費用の支出は円滑に参らない、これはやむを得ざることであらうと存じております。併し私どもといたしましては、今までといたしましては講座研究費が御指摘のように或いは学生費の足らざるを補う、或いは教官旅費の足らざるを補うといふようなことがありませんように、一昨年は講座研究費を倍額にいたしました。次の年度におきましては、いささかではございますが教官旅費、学生経費、それら周辺の費用を増額いたしまして、教官研究費に依存しないでもいふようにいたしたわけでございます。今、大学の予算の立て方から申しますと、教官研究費、講座研究費は、これは算定の基準でございするけれども、いわゆる校費となつて、これを共通に運営されるべき性質のものとして年来やつて来ておりますので、あながちその流用が違法であるとか、予算の趣旨に反するとは考えられておりませんけれども、先ほど御指摘のように、私どもとしては更に改善を図りたいと考えております。

事務局それ自身の費用につきましても、今の大学の実際調査によりまして、将来とも適正を期するよう、御鞭撻に従つて努力いたしたいと思つております。

○相馬助治君 只今議題になつてゐる法案についての基本的な質疑が他の委員諸君もあると思うので、私は本年度の予算に關連して、本法律案に重大な連関を持つ点にのみ限つて質問をしたので、私の質問はこれで打ち切るわけですが、今の局長の話です、わかつたことは、実際調査をして、そうして財政配分を現実に即せしめたい。甚だ遅ればせではあるけれども、その考えは非常に結構だと思ふので、これは一つ成るべく成案を急いで欲しいと思ふのです。

それから第二の問題は、今になつて財政調査をしなければならぬといふやうな問題に遭遇しているという現実から考えて、それから又いろいろな面から考えて、私は大学の、日本の大学のあり方については抜本的にすね、研究する段階が来ていると思ふ。特に立法府である国会において日本の大学のあり方について問題にしなければならぬ時期が来ていると思ふ。政治的中立だの、すべつたのといふ法律案で騒ぐのじやなくして、その前に私はなさなければならぬこの緊急不可欠の問題であらうと思つてゐるのです。そういう際に私は定員問題、それから附置研究所、附置学校等を政令に委ねるならば委ねて、しつかりした基準を立ててからならば、それに対して私は何ら反対するものじやないのですけれども、今言つたやうな予算の使い方自身についても問題があつて、現実に即した配分基準を今から調査をして考へるといふ始末なんです。だから私は本法案については問題があると思ふので、基本的な問題として今の財政方面について御質問したのであつて、

先ほど申しました資料については成るべく早く一つ出してもらいたいし、それから今の局長の言明通りに、作業をなさっている面はどんなに進めて申途においても我々に報告して欲しいと思うのです。

○安部キミ子君 今教官旅費の問題が出ましたので、ちよつとお尋ねしたいのですが、各大学共に春秋二季に亘つてそれ／＼学費の発表がございまして、その際に先生がたに、例えば女子の先生に旅費を幾ら出しておいでになりますでしょうか。

○政府委員(福田清助君) これも先般御要求によりましてお手許に提出いたしております国立大学予算算定の基礎の三に掲げておるわけでございまして、その資料によりまして、かなり詳細な点でございまして、ここで御説明申上げるより御覧頂ければわかると存じます。

○安部キミ子君 それではもう一つお尋ねしたいのでございましてけれども、教授の研究費の単価でございまして、東大というふうな、昔の国立大学のそうした大きな大学においては文科系の先生、教授には何ほ出して、理科系の教授には幾ら出しておいでになりますか。その点をちよつとお伺いしたいと思います。

○政府委員(福田清助君) 只今の点も今申し上げました資料にそれ／＼詳細出ておりますけれども、今指摘になりました東大のような講座組織になつております講座研究費は、非実験講座、これは主として文科系でございまして、これにおきましては一講座あたり二十万七千四百でございまして、それから実験講座、これはまあ主として理工系で

ございまして、これは八十万二千円でございまして、それから臨床講座これは医学、歯学の関係でございまして、これは八十七万四千という単価になつております。

○安部キミ子君 私立の大学の各部の先生がたの研究費に比しまして公立の、国立の学校が非常に少いように私は思うのでございまして、これでは国立という名は付いておりましても本當に立派な研究ができないのじやないかと思つておるのですが、それで現場に私の弟がおります関係で、現場の研究室をと／＼覗いておりますが、設備も大変不完全で何か不潔な感じが起るのであります、これが国立の、而も東京大学かと思つては驚いた次第でございまして、国立大学、東京大学がこのような実態であるから各大学、更に新しくできた大学の、地方の大学の事情、即ち設備というものは非常に悪いのであります。山口の大学にいたしましても、島根の大学にいたしましても、田舎のほうの大学になるほど昔のままの高等学校なり、或いは師範学校が、そのまゝ何の改善も加えられていなくて大学という名だけをもつていては実情でありますので、こういうことが自然地方の学生をして田舎の大学に魅力を失わせているのじやないかと思つておる次第であります。そこでやはり各地方の大学に十分な設備費或いは研究費というものをお出し下さいまして、成るほど原子核の研究も必要かと思ひますけれども、それよりもつとなくさんの人の教育に充てるような公平な、而も堅実な予算の組み方、配分の組み方をしてもらいたいと思ひますが、先ほどこれからいろいろ

な配分の公正を組む立てるとおつしやいましたが、その点を考へてこれから予算の配分をしてもらいたい、そういうふうにお願ひしておきます。

○政府委員(福田清助君) 誠に御尤もでございまして、それ／＼の大学或いは学部の性質に應じましてその運営に必要な設備の充実を、私どももいたしましては、これから十分努力をして参りたいと思ひます。

○高田なほ子君 相馬君の質問に一点だけ関連して。決算委員会では、やはり国立大学の経費の問題で会計検査院から指摘されている問題ですが、国立大学の附属病院で使われる薬品を不急或いは不要というのではないが、予算面に反して多額に膨脹されて買込んでおる。これは二十六年度も二十七年度も指摘され、文部省では甚だ遺憾の意を表しているようなんです。今度の予算ではそういうことのないように組んであるのですか。それとも又今後の実態に即応して、調査をしてから組み直すという意味で、そういうことは考慮に入られていない予算でありますか、それだけお尋ねしておきます。

○政府委員(福田清助君) 只今御指摘の点は、二十六年度に問題になりました、二十七年年度の、あれは補正予算と予備金、たしか二億足らずかと思ひます。それによつて埋めております。それからそれ以後におきましては、多少当該年度からは増額いたしております。従つて、今御審議願つております二十七年年度の決算等につきましましては、別に御非難もなく進行しておると考へております。

○委員長(川村松助君) 速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(川村松助君) 速記を始めて下さい。それでは加賀山先生から御報告を願ひます。

○加賀山之雄君 このたび派遣された調査団の現地調査の結果について御報告申し上げます。

派遣地は青森県及び茨城県であります。派遣期間は二月二十八日から三月四日まで五日間でありました。派遣委員は木村委員、高田委員は病氣のため茨城県の調査には出席不可能となりまして、安部委員が代つて出席をいたしました。今回調査の主要項目である教員の思想調査のほかに、学校給食の設備及び運営、教育施設の現状について視察を遂げ、併せて教育財政の現状等につき知事及び教育委員会の担当者とも懇談し、又青森県では、青森市所在の浪打中学校、浪打小学校、長嶋小学校を視察いたし、茨城県においては水戸市所在の三の丸小学校及び第二中学校を視察いたしました。以下順を追つて教員の思想調査問題と茨城県における文部省初等、中等教育局長通牒に関する問題について調査の結果を御報告申し上げます。

先ず青森県における事例について御報告いたします。

第一は東郡蓬田村の事例であります。蓬田駐在所小山内武視巡察は二月八日午後五時頃駐在所で見張り勤務中、顔見知りの蓬田中学校教員藤英一校長が通りかかったので、休んで行かないかと言葉をかけ、入つて来た校長に組合学校の状況について尋ねた。会談一時間くらゐの後、今日は遅いから明日学校に行くからということ、その

日は別段のこともなく別れた。小山内巡察は翌二月九日午前九時三十分頃警らの中蓬田小学校を訪れ、知り合ひであつた武田平八校長に對し、前日の組合学校の状況について尋ねた。小山内巡察はその足で午前十一時頃蓬田中学校に行き、たゞ／＼顔見知りで屋外授業中の久慈教諭に言葉をかけ、組合学校のことに關して話があんだが、授業中であつたので、久慈教諭の言うまゝに職員室へ行つたら、斎藤校長がおられ、そこで組合学校の話や防犯弁論大会の話等を約三十分間して辞去した。その間に斎藤校長は小山内巡察に、上からの指令があつたのかと聞くと、小山内巡察は、指令はない、村の状況を知つておきたいからだと言ふので、半けい紙に鉛筆で組合学校のことに對して三項目に亘り書いて手渡したと述べた。これに對して小山内巡察は、斎藤校長からは何も書いてもらはない、校長とは長期欠席や人身売買等の話をして辭去したと述べており、ここに兩者の言ひ分に相違がある。要するに、警官は思想調査のような感を与えるようなことは極力否定しており、一方校長初め教員側では「しつこく」という言葉で表現してあるが、警官の調べ方が非常に熱心なため、何かあるのではないかと、いろいろな多少の疑念を持つたようである。

なお列席した田中教育委員、森教育長の意見として、小山内巡察は日頃児童生徒の長期欠席とか、防犯等のこと、常に学校に協力してもらつており、日頃からい警察官であると思つてゐたことだ。従つて教育の干渉、或いは思想調査とは断定できない。併しな

が、若しこれが特別の意向に基いて行われたとすれば、それは勿論よくない。又学校の授業中に調査に来訪し、又書面が欲しいと言つたとすれば、それは行き過ぎとも思われ、考慮を要する事柄であると述べた。

第二に上北郡浦野小学校の事例であります。沼崎派出所山田寛巡査は二月十日午前十一時二十分頃、かねて同一学区内で同じく教員を勤務して知り合ひであつた沼崎中学校宮沢正次教諭に電話をかけ、法案研究会について尋ねた。その質問の内容については県教職員組合の盛田執行委員長並びに宮沢教諭は、法案研究会の会合の場所、人員、内容及び第三波の見通し如何、左傾的のものはないか等であつたと述べた。これに対して山田巡査は、二月七日の毎日新聞青森欄に、二月十日、法案研究会を開く記事が掲載されていたので、注目し、この記事に関する事項、例えば沼崎方面の教職員の出席について、又授業について及び闘争に対する臨時救済資金、組合費徴収等についてのみ質問したのであつて、沼崎方面の教職員組合の動向については全然触れていないと主張して、両者の陳述の内容は一致を見ない。盛田執行委員長は、教育への干渉であると述べ、宮沢教諭は、組合長に聞くが、と前提して聞いて来たので、少しおかしいと思つたと述べた。

第三は、五所川原中学校の事例であります。二月九日、午前十一時頃、五所川原地区署三橋長治巡査が五所川原小学校職員室を訪れ、かねて知り合ひの神教頭から教職員政治活動禁止法案の研究があることを聞いたので会合の場所、学校の授業等に關して尋ね、更に笠范校長とも話をして正午頃辞去した。二月十日午前十時頃、三橋巡査は五所川原中学校内北津輕郡教組事務所黒滝典信教組書記長を訪ねて、法案研究会開催の場所、出席者の人員、二月十一日中央で開かれる教育防衛大会の出席者、更に総評統一デーとの関係等について尋ねた。その際黒滝教諭は、これは上からの指令に基いて調査をしたのであらうと聞き質したのに對し、三橋巡査はこれを肯定したと述べたが、この三橋巡査は、その点について肯定した覚えはないことを強く主張している。この指令の有無の問題については最後に両者の間に一致をみていないが、黒滝教諭は三橋巡査の訪問を快く思つていないことは明瞭である。三橋巡査は調べや又いろ／＼の話を約二時間ぐらゐで辞去したとのことであるが、三橋巡査が中学校を訪れた際、面接した竹林事務職員は、当時の模様を思想調査ではないと思ふ、と述べ、三上五所川原町教育委員長は思想調査の感じは受取れませんでしたと述べた。又小田切教育長は新聞記者の訪問程度と認めて、教職員政治活動禁止法案に反對して先生がたが神経過敏になつておる際、調査が聞き歩きのはへたな方法であると思ふ、との意見を述べた。四番目は北郡中川中学校の事例であります。二月九日中川村中川駐在所

佐々木金之丞巡査は、旧正月であつたので、夕食時幾らかの酒を飲み、午後八時十分頃駐在所を出て警ら中、日教組及び県教組が各新聞共に教職員の政治活動禁止法案に反對である記事のあつたことを思い出し、以前から知り合ひの三上教頭を学校の教員住宅に訪問し、案内されて面談した。その内容は、五所川原町で教員の法案反對の大会に出席する人員の数とか、又沖飯詰小学校や、田川小学校からこの大会に何人出席するか等であり、約三十分間雑談して歸つた。三上教諭は、佐々木巡査は一杯飲んでおるところへ警らから電話があつたので来たのだと語つたといふことを述べているが、これに關しては佐々木巡査は、そんなことは絶対にないかと否定している。笠井中川村教育委員長及び鏡山教育長は、本日までこのことについては何も知らなかつたが、警官は思想調査というやうな意味で学校へ行つたものではなからうと述べていた。

第五、上北郡三本木町の事例であります。植田上北郡婦人部長より十日の三本木町で開催された法案研究会において駐在巡査が調べたと発表されてゐるが、国警においては事例なしとして否定し、又県教職員組合からも事実なしとの陳述があつた。

第六、南郡柏木町の事例であります。柏木中学校対馬清勝教諭は次のやうに陳述した。昨年九月二十七、八、九日頃授業中、小使が校長室に来てくれと呼びに来たので行つてみると三上刑事がいた。刑事は教育研究大会の資料を見せてくれと言つたので、見せたので、刑事はこれを写して行きたいといふので、今後の教育の方向を示すもので

で筆交えないものであり、大部のものであるから写すのも大変と思ひ、その資料を与えた。刑事に對してなぜ調べる必要があるかと尋ねたら、刑事は、私はこの方面を担当しておるから勉強したい、と答へたと述べた。更にもう一つの事例である説書傾向の調査事実の有無については、対馬教諭は、自分が発表者であるにもかかわらず、明確な事例はないと陳述した。柏木町教育委員会の栗林副教育委員長は、柏木中学校の先生で刑事の調べを受けたことを聞いているか否かの質問に對し、そのやうな人は見当たらない、今日初めて聞く話であると述べた。国家警察においては、この柏木町の事例は全然ないと言つて否定していた。

第七は青森市の事例であります。沢田青森市教職員組合婦人部長発表として、昨年十二月二十六日国警職員の名を以て言つた学校、中村妙子教諭を電話で呼出し、県庁前で再度に互に思想調査的のことを行つたと称するのであるが、当の中村妙子教諭の陳述によるも前後の事情に矛盾と不可解の点があつて事実が明瞭でない。国警においては全然心当りなく、この事例自体を否定している。

第八、北郡金木中学の事例、金木地区署須藤光雄巡査の陳述によれば、昨年十二月中旬頃、十二月五日付の共産黨嘉瀬細胞発刊の嘉瀬民報に、金木中学三年生丸山はなという名で、「朝鮮人の温い心にふれた私」と題する作文が掲載されていたのを見た。その後、金木町に老夫婦殺しの事件が発生し、この捜索の申込み中、金木中学の女生徒が一人水田二町歩を耕作した話を聞いたので、かねて嘉瀬民報に掲載さ

れた記事を読み出し、そのことを聞くつもりでたま／＼通りがかりの学校を尋ねた。受持教諭が本人を職員室へ連れて来た。尋ねた内容は、氏名、家の住所、どのくらい田を耕しているか、朝鮮人が何人稲刈りに来たか、等で、極めて短時間であつたが、この質問内容については、これは職務尋問ではないかという質問に對し、須藤巡査は困つたやうな様子で明確な答えはしなかつた。警官が生徒を調べたことについて宗方謙造教諭は、最初警察がみえたとき、又何か生徒が悪いことをやつたのではないかと思つたので生徒を連れて来た。その後他の生徒がこの生徒を白眼視しているやうな事実はない。又この生徒が欠席するやうなこともないが、その後子供が敏感になり、反撥的になつて人権蹂躪の抗議文を提出している」と述べていた。

金木村の富士教育委員長は、警官の処置は日頃警官が学校の教育に協力しておるので、そのために来たものと思ふ。共産黨細胞の機關紙に掲載されたのであらうと思ふと述べ、中谷金木村教育長代理は、校長先生の話でも別に問題はないとのことであると述べた。

第九、十二里中学校の事例であります。二月頃、十二里村駐在所若林巡査は、十二里中学校で生徒の喫煙事件及び少年犯罪事件が発生したので、村元校長を訪問した。話題はたま／＼文集に及び、若林巡査は、かねて清野利保教諭と受持の三年生の学級グループで機關紙を発行し、学童綴方展覧会で優秀な作品があるとの話を聞いていたの

で、この作品を見せてくれるように校長に話していたら、間もなく校長室に清野教諭が入つて来て、何のために作品を見なければならぬかと言ひ、その他について二、三の応答が行われた。

以上各事例につきまして、懇談会には青森県教育委員会及び教育長、地方教育委員会協議会長、事例に関連を持つ地方教育委員会の関係者、同じく教諭、国警隊長及び各関連せる警察官、青森県教職員組合執行委員長等の参集を願ひました。

陳述はおの／＼の記憶と見解に基いて自由になされたものでありますが、それ／＼の立場の相違により、一致点を見出すことが困難な事例が多く、いづれが真実なりやを断定しがたいことを遺憾とするものであります。併しなから、總括的に言ひ得ることは、青森県の事例はたゞ／＼教研大会、法案研究会等の開催に際し、これと殆んど時を同じくして、随所に警官の学校への訪問となつて現われたことが教員の疑惑を招く種となつたのではないかと思われる点、思想調査との誤解を招く虞のあるような調査の抑制を命じた中央よりの指令が上部まで徹底していなかつたように見受けられる点、従つて調査の時と場所と内容が必ずしも適切とは言ひ難く、職務に熱心とは言ひ多少の行き過ぎと認められるような点のあつたこと、今回の問題について教育委員会、教育長等の側では、さして重大な関心を示していなかつたこと等は概ね結論し得ることであつて、要するに相互の信頼感と協力の観念をもつと強調することによつて事態はより簡単に明朗に進展し、地方的に問題を処理し得る余地が多分にあることを確言し得ると思ひます。

次に茨城県における教員の思想調査について御報告申し上げます。

まず友末知事を県庁知事室に訪問した際、知事は思想調査に關して、その方法如何によつては思想調査になる、警官が学校へ干渉することはよろしくないと思ふ。との意味の発言がありました。引續き懇談会を開きましたが、その懇談会には県教育委員長を初め教育委員、事務局から教育次長及び関係各課長、教育出張所長全員、県教職員組合代表者が参集いたしました。教員の思想調査の有無につきましては、佐藤教育次長が次のように陳述しました。警察官が教員の思想調査を行なつたか否かについては、現在までのところ承知していない。又そのような報告も現在まで何も聞いていない。又県下の出張所長も全員出席しているが、各地方でこのことについて聞いたという報告も全然ない、とのことでありました。次にこのことについて茨城県高等学校教職員組合の坂本書記長から、次のような陳述がありました。まず取手の高等学校の事例であるが、昨年九月、警官が組合員の氏名、学校に委員がおるか、及びどのように授業をしているかについて尋ねた。これは本人に直接聞いたのではなく、他の人を通じて当人の授業内容について聞いたというのである。

これは思想調査であると思うという意見を述べ、又潮来の高等学校に警官が来て、この学校に組合員が何人いるか、その氏名を尋ねた。これは組合本部で聞いてくれと言つて断つた、という事例である。坂本書記長は、これは思想調査とまでは言えないと思うが、この意見があつた。以上坂本書記長が述べたこの二つの事例については、佐藤教育次長は、二つとも聞いていない、と言明した。續いて茨城県教職員組合桜井副委員長から次のような陳述があつた。即ち小、中学校では新任の先生が赴任すると、警官が戸口調査のような形でいろいろ尋ねるが、その間にあつて果して思想調査を目的として調査しているか否か、事実判断がつかないが、先生の集會があつた前後に警察官が戸口調査的に話を聞いて歩くことは随所に行われている。教職員組合の本部にも自治体の警官が来て、會議とか、出席者の記録をつける。これは学内の先生に不安感と動揺とを与えるものである。以上の陳述に対し、出張所長からそれ／＼陳述があつた。鹿島出張所根本所長より、不安感を持つていないと思ふ、と述べられ、又真藤出張所根本所長より、警察官と教員とは、公的に私的に常に関係を合せている。学校の盗難の激しい場合、学校も十分注意してくれというので学校にも来るし、不安感を持つていない、と述べては何か聞いていない、との表明があつた。結局教員が不安感を持つていないということは、出張所長全員の一致した結論でありました。併しながらこの不安感については、組合側ではあると主張し、出張所長側では認めていないというので、この点については速かに各学校の先生がたの実情を把握し、若し果してありとするならば善処することが望ましいと思ひました。

次に文部省初等中等教育局緒方局長の通牒について調査した点を御報告いたします。佐藤教育次長より次のよう

に説明を聴取しました。この通牒の件名は、教育の中立性が保持されていない事例の調査となつてゐる。昨年十二月二十三日付で文部省初等中等教育局長名で、茨城県の教育長宛に來たものであつて、受理したのは十二月二十九日であつた。この内容の要点は、県内の公立学校において、一つは特定の立場に偏した内容による教材資料を使用している事例、第二は特定の政治的主張をうつて児童生徒の脳裡に印しようとしている事例、第三としては、その他一部の利害関係や、特定の政治的立場によつて教育を利用し、歪曲している事例、これらの事例について調査報告を願ひたいというのであつた。これに基いて事務局では調査報告を求めた。その方法は二通りであつた。即ち一つは直轄の高等学校、盲ろう学校については一月二十六日の高等学校校長會議開催のとき、口頭で報告を求めた方法であり、他の一つの方法は公立の小、中学校関係は出張所長宛に文書を以て報告を求めた。出張所においては口頭によつてそれ／＼調査を行なつたわけである。この調査の結果については、一、二の未報告もあるが、大体報告済みであり、現在のところ該当事例なしとの結果になつてゐると述べた。次にこの通牒は正式の教育委員会決定を経ていない。ただ提案者の名で調査が行われたことについては、佐藤教育次長は、これは事務局の専決処分で行われた。従来の慣例から見ても普通の調査統計は所管課において代決しており、一々は委員会にかけない慣例となつた。事務的には代決であるが、これは教育長の行なつたことであり、教育委員会としてやつたことにな

る、との説明があつた。更にこのことについて、江幡教育委員長は、教育委員会においては協議会を持ち、当局から経過を聞いて調査するまでの手続については、従来の慣例によつて行なつたものであることを承した。又その調査内容等についても教育次長から聴取した。これは文部省からの依頼を調査したということで承した、ということを示明した。

次にこの通牒の附記に關しては、お調査の方法については、徒らに無用の刺激を与えざるよう慎重を期せられたい」と明記されており、又報告上の注意として「更に該当事例がある場合は、貴職の意見を併せて記載のこと」と附記されている。この通牒に關してはすでに江幡教育委員長が述べたように、教育委員会は了承したのであるが、手続として、この通牒は正式の教育委員会に諮つて決定したほうが望ましいことであつたと思ひました。

以上御報告申し上げます。

○委員長(川村松助君) 加賀山君の御報告に對して……

○相馬助治君 非常に詳しい事例の御報告で御苦労様だと思いますが、そこで一つ明確にしておきたいことは、青森県の場合にケースはいろ／＼違ふけれども、とにかく警官によつて学校の教員が労働組合に連関したこと或いは県大会に連関したことを聞かれていますという点においては、一にしているわけですね。そこで御調査の折に県の国警隊長或いはこれに準ずる者から意見を徴された事実があつたかなかつたか、これをちよつとお尋ねしたい。

○加賀山之雄君 最初に国警隊長から總括的な意見を求めたような次第であ

ります。問答の細かいことは私記憶して
おりませんが、青森県下において、
いろ／＼問題があるというのを聞いて
来たというので、従つて貴官とし
ては一体この問題についてどう考
へるかということであり、国警隊長
の意見としては、この中に、報告の中
にも入れておきましたが、国警として
調べたところによれば、殆んど全部が
警官と教員は非常に平常からの知り合
いである、知り合いということのため
に非常に心易く、学校にも行つてそし
ていろ／＼の事情を聞いた、又警官と
しては治安上聞かなければならない責
任もあるから、その意味で聞いたので
あつて、決してこれは教育に対する干
渉とも思われないし、教育に対する警察
の圧迫とは自分としては絶対に考へて
いないというふうな確言をしておつた
のであります。

○相馬助治君 隊長自身が言つたので
なくとも、何かの機会に誰か、課長あ
たりがこういうものを調べなくちゃな
らんというふうなことを申したという
事實はなかつたですか。

○加賀山之雄君 それで私もとして
は、末端のほうからそれを何とかあれ
ばそういうことを引用しようとして、上
からの指令があつた、或いは署から電
話があつたというふうなことにについ
て、特に厳密に調べた次第であります
けれども、先ほど御報告申上げたよう
に、先生のほうからは、そういうよう
な節の陳述があるのですが、警官は絶
對に、非常に強くそういうことを否
定しておるわけですね。従ひまして、こ
れについて私もそれ以上、二人を対
決させて調べるというふうなことは不
穩当でございますので、事実として両

方の陳述をそのまま書いたことで、真
相を把握したいと思ひましたが、そこ
までの実態は我々としては把握してな
いというわけですね。

○高田なほ子君 その点について補足
したいのです。これは私も調査団と
しては慎重に、又注意して尋ねた点で
あります。そこで非常に、これは木村
委員も加賀山委員も認められること
であります。このとき松本隊長は声
大にして、我々は共産党の活動は合法
であつて、非合法であつて、信念とし
て徹底的に調べ上げるのだという発言
をした。私はそういう信念は信念とし
て、如何なる法律に基いてそういう
ことをなさるのかと質問したことに對
して、松本国警隊長は、法律もくそも
ない、それは徹底的に指摘するのだと
答へた。而も私に對して、高田委員に
文部委員としてお尋ねするが、このグ
ループ活動が非合法だか、合法だか見
解を尋ねるといふような、極めて不適
な態度であつたために、木村委員から
発言があつて、それでは余り角が立ち
過ぎるのではないかと、たしなめるよ
うな状態もありまして、これがやはり
一つの教員の今回の調査に一連の関連
を持つたという私は見解をとつて来た
わけですね。事實はそういう事実でござ
います。

○相馬助治君 私はこれは見解の相違
だということ、調査団の人がそこで
結論に至らない、真相の掴むことがで
きなかつたということについては、時
間の限られたもので、拘留して強
制的に自由させるというふうな筋のも
のでもないのだから、当然やむを得な
いと思うのです。ただこの際代表して
報告している加賀山委員にお尋ねした

いのは、警察側は思想調査をやつた
覚えもない、こう言つてゐるというこ
と、それから関係者として答へてゐる
先生の中にも言葉が濁して、別に怖れ
を抱いてゐると言つてゐないという、
その事実そのものが怖れてゐる証左な
んです。そういうふうな四圍の連関か
ら考へて、警察側が何と意圖しよう
と、そのような調査の結論は、影響を
与えられた影響下において、その地域
社会に醸し出されてゐる雰囲気等を考
察した上に認識がなされるのだと私
もは考へる。そういう観点に立てば、
やはりこれは思想調査である、警察は
その意圖してなかつたか知らんけれど
も思想調査である、こういうふうな言
ひ切れる問題ではないかと思ふのです
が、さういふに聞いてよろしいですか。

○加賀山之雄君 私としてはいささか
今の相馬委員のお考えとは多少違ふの
で、そういうふうな断定はできないと
いうのが結論であります。地域社会で
とにかくそれが一般に喧々囂々批判が
起きてゐるかという、実態はさうで
はないので、例えばまあ教育に非常に
関心が深かるべき教育委員とか、教育
長とかでも、これは先ほどの報告に重
大な関心を示しておらないという表現
で書いてございしますが、事実その通
り、学校にさういふことがあつたと
いうことを非常に重大視してゐないとい
ふような状態であります。で、特に
又校長とかはかの先生がたも今言われ
たように非常にこれは迷惑だ、或いは
非常にしつこいというふうな表現をさ
れて、迷惑がついてゐるかたもいたこと
は事実ですが、それはほどでない、これ
は熱心の余りやつたことではないとい
うような表現をされてゐるかたもあ

る、そういうふうな点から見ると、そ
の地域社会なり、一般に非常に声を大
にして思想調査であると断定をしてし
まうほどの実態はないのじやないか、
というふうな私どもは感じを受けて来
てゐる、尤もこれは我々が面談をした
範圍はその地域の全般ではありませ
んから、會つた範圍のかたの見解を總
合しての見解です。

○相馬助治君 私加賀山さんの考えと
私の考えが食い違つてゐるのじやなく
て、食い違いがあるとするならば、思
想調査という概念が違つてゐるんだと
思ひます。私はさういふ調査がそれな
らば思想調査でない、仮に仮定する
と、なんの調査だ、こういうことにな
つて来ると思ひます。私は明らかに
労働組合の一つの運動について尋ね、
それからそこに左傾してゐるか、左傾し
てゐないかというふうな、たつたその
一言が出ただけでも、私はそれはその
対象の人間の意思の方向、それからそ
の人間のものの考えかたの規範がいず
こにあるかというのを明瞭にしたい
と思つて尋ねてゐるんだと思ひます。
悪意であるか、善意であるか別だと思
ひます。仲がいいか、仲が悪いのか、こ
れも別です。問題はやはりその人の考
へてゐる考え方を私は聞いてゐるんだと
思ひます。さういふ意味で私たちが問
題にするのは、仲のいい人が、仲のい
い人にものを尋ねたという場合には、
それは思想調査であるとしても、なん
であるとしても、問題がないが、片方
が制服の警官で、片方が地方公務員と
しての身分を保有してゐる教職員に向
つて、今加賀山委員が報告されたよう
なことを、さう聞いて行つたならば、
これは聞かれたほうにして見れば思想

調査と、さう思ふことは當然じやない
かと思ふんです。両者の陳述によつて
は最大公約数は私は出て来ないと思
ふんです。そこでさういふ意味合いから
私はこれは一種の善意であるか、悪
意であるかは問題があるけれども、一
種の問題であるなあ、と考へたの
で、間違つて把握してはいけな
い、このことをお尋ねしたので、
一つ誠に恐縮ですが、木村委員並びに
高田委員に私の受取り方が間違つて
ゐるかどうかをおつしやつて頂きたい
と思ひます。

○加賀山之雄君 その前に一つ、今の
相馬委員のお話ですが、私が申上げた
のは、二つの点で相馬委員と違つて
ゐるもので、一つは例えば組合の動向
とか、さういふしつこく尋ねた、さ
ういふことであるならば、これは或
いはさういふことが言えるかも知れ
ませんが、この点については警官は全
部否定してゐるんです。我々がポイント
としてさういふことを調べたといふこ
とを警官が言へば、これは断固として
やばり思想調査と、警官が否定しよ
うとなつてゐる、これは断固すべき
である、さういふことをさういふ
警官が、それではなぜしつこくと校
内へ行つたか、どうせさういふ実
態なんかは届出があるからわかつて
おるはずで、さういふのを一々あ
とから聞いて廻らんでもいいじや
ないかというふうな意見に對しては、
同地方においてはさういつた届出
の必要はないのだ、勝手に集會が
やれるようになってゐる、とすれば
警官としてはさういふことに

開して集会があり、どういふことをやつたろうかという事で一応の観念を持つことはやはり警察としての任務であらう、そういうような二点から私は相馬委員のように断定できない、しないといふことを私の意見として申し上げた。で、この報告の内容をお聞きになつて……これは全部を尽しておきませんが、これは御判断は各委員がなさることであるというように私は考えますが、私としてはさういふ見解を持っております。

○委員長(川村松助君) 木村委員も所見を求められておりましたから木村君。

○木村守江君 それではちよつと相馬君の御質問に答えます。私が非常にあそこへ行つて、どう何です、奇異に……、奇異と言つていいかどうか言葉が悪いかも知れませんが、非常にあそこへ行つて要に感じたことは、学校の先生と警官が非常に仲がいいのです。仲がいい、そうして学校にしよう中行つておる、行つておることを何の不思議にも思つていない、今までです。ね。そういうことが非常に不思議に考えられた。そうして又教育委員も、教育に關係しておる人たちが当然行つてもらわなくちやいけないのだという考えを持つておる、概念的にそういう考えが、一番先に持たれることが非常に奇異に感じた。そういう点から考へて私はただ学校に行つた、そしてまあ新聞に出た程度の事務的なことを聞いたというのですが、そうしてその訴え出た人は訴え出た人で全く、学校からも、これは校長も事務職員も思想調査とは思つていないと、そういうことを言つておる。それから村の人

も思想調査とは思つていない。けれども本人だけが思想調査だと言つて騒いでおる。そうしてそれがすくなく組合に通知をして、組合が日教組へ言つて来た。而も全く地元と遊離しておるという事実なんです。

それからもう一点はこのあれですね、お互いが、これは警察官も非常に強硬に、そんなことはないと言つて、非常に強硬なんです。ところが組合で出した文書というもののにも実察ないことを出してあるのです。実察ないことを出した、本人が出しながら、本人はちやんと文書で提出しながら、これはわからないと言つておる。そういうところを見ると、警察官にも或いは自分のやつたことを否定するかも知れないが……、組合の出したもののにもちやんと出たものがあるのではなにかというふうなふりにも考えられる。

それからさつき左傾的問題とか何とかがありましたが、ああいうことは全然、そういうことがあつたら我々も思想調査にはなるのだけれどもと追求したが、そういうことは全然あれをしてないので。大体において制服というものは私服の恰好のようでした。制服でなく、そういうような点から考へて、私たちはどうも本心に警察官が校内干渉とか、それから思想調査とかいう問題は、これは教職員にとつて、教育にとつて非常に重大な問題です。こういう重大な問題があつた場合には、私は先ず学校の問題と、村の問題というふうになつて行かなくちやいけないと思ひます。それは学校でも遊離し、村でも遊離し、直接に組合に通知して日教組に通知する。而もその中には全

然根拠のない、何にもない、みずから否定するといふようなこと、こういうことを考えまして、どうも相馬君の質問に期待に添えないかも知れないが、私としては思想調査とか学校の校内干渉とかいうふうには、私の考へては見受けられません。

○高田なほ子君 ちよつと私の見解を一つ述べたい。ちよつと私も見解を尋ねられましたから、私の見解もここで述べておいたほうがいいと思ひます。が、問題は私は思想調査の概念の問題だと思ひます。この問題は三者とも汽車の中とか旅館でも思想調査の概念について話合つたのですが、私の見解からすれば、これが思想調査であるかといふこと、これが思想調査であるかと思ひますが、私はこうだと思ひ、結局思想調査といふものは、たとえどんなに立派な警官であつても、刑事事であつても、人の頭の中まで入つて行つて頭の中のことまで調べることとはできない、これは却て調べることとはできない。これは旦那さんでも奥さんの思想調査をすることは真実にできない、問題は思想調査をする場合にどういふ方法がとられるかといふことだと思ひます。ですから、これは通念としてその教員の、或いは教員でなくともその人の行動、どういふ場合に出席した、その会合の性格はどうか、何月何日に誰々出席したか、そのものの行動を追求することによつて結論として、その人の思想傾向といふものは、はつきりするものでありますから、行動を調べ、会合の性格を調べ、そういうことを調べるによつて、第一すること、それはその人の思想調査といふことになつて来るのであります。で、

私は自分の見解の間違つてゐるのではない、こう考えまして私的でありませんが、治安維持法当時の鬼検事といわれた、現在改進黨の一松議員に当時の思想調査は如何なる方法で行われたか、こういう質問をしたところが、それは高田さん、頭の中に巡り入れないのであるから、その人の行動を調査することは結局その人の思想調査になるのだという、こういうことです。私も成るほどここに挙げられたことは全部教員の会合の調査である、書記長はどこに行つたとか、組合員はどうしたとか、この会合の内容はどうだとか、すべてこの一連の結論を出すために必要な調査をするという断定が、そういう立場からするとされるのでありますから、明らかにこれは思想調査であるといふことが私としては結論としては言ひ得ると思ひます。而もこの親しい間柄であるといふ木村さんのお話もありましたが、成るほど村に参りますと警官と先生とすべての地域の社会の人たちは顔見知りでありますが、調べてみますと、蓋田浦野館校の宮沢教諭は若干これは親戚關係にあるお巡りさんの妹をもらつておるとかなんとかいうことで親しいが、その他の場合は全部これは公的にまあ知り合つておるといふので、親しい間柄といふのにも私は限度があるのではないと思ひます。

更にこの左傾的な教諭はいるかどうか、これは非常に浦野館校の重要な問題で、私は山崎巡査にこれを食ひ下つた、山崎巡査は非常にぎよつとしたような顔をして左傾的な教諭はないかといふようなことだけは言わなかつた、そこだけは言わなかつた、私の質問が下手であつたために山崎巡査に拒否

された形だつたんですが、まあそんなようなこともあつたわけですが、更に浦野館校ではこの宮沢教諭は警官とたびたび電話で話を合つたけれども、このとき組合、学校或いは教研の大会の内容、出席した人員、場所、そういうものを尋ねたときに、今日は宮沢さんに尋ねるのではなくて教員組合長として君に尋ねるのだと、公式な尋ね方をしたといふことが我々も奇異に感じました。このことに対して甚だ私も奇異に陳述をされておつたわけですが、私は思想調査について以上のような見解を持ち、行動調査は思想調査に繋がりがあつてゐるものであるといふ見解をとつてゐる者であります。

○須藤五郎君 加賀山さんちよつとお尋ねしてみたい点があるのであります。先ほど高田委員が補足説明なさつた中に、松本國警隊長はいろいろ調査して、そのなか共産党かどうかについて、その合法、非法を問はず徹底的に調査する方針だと述べた、而してそれは違法ではないかといふ高田委員の説明に対して法律も何もあつたものではない、とにかくやるだけはやるのだという意味のことを松本國警隊長が答弁したといふことが高田委員の補足説明の中でなされたのですが、それは事実であつたか。又あなたはそれに対してどういふふうなお考えを持つていらつしやるか。

○加賀山之雄君 私は横に聞いておつたので細かい表現とか内容までここに記憶は十分しておりませんが、まあこの松本隊長としては、いわゆる教育を通じてといふ、他の全般においてもいわゆるグループ活動といふものがある、これについては自分としてはで

きるだけ把握をするために働いておるという発言はありました。それとどういふ法律があるかというのを高田委員が聞かれたのに対して、それについて明確な法律を、こういう法律があるという事は勿論言われなくて、どういふふうに表示したか私覚えておりませんが、法律なんかなくてもいいのだという意味ではなかつたと思ひます。つまり非常に急だつたので、松本隊長もたじ／＼として、ただ自分たちとしてはさうなグループ活動というやうなものをよく把握していることは必要なので、それに基いて調査もいたしているという意味であつたと私は解釈しております。

○須藤五郎君 高田さんの点に關して、もう一度高田委員から確認しておきたいと思ひます。

○高田なほ子君 このときの空氣は誠に切羽詰つた空氣でありました。當時NHKが録音しておつたと思ひます。私の発言は間違ひないと思ひます。若し間違ひがあれば又NHKのほうに照会すればいいのですが、さすがの新聞記者諸君もあとで大変な表現ですね、高田さんあれは大変なものだね、といつておられたのでありますが、法律も何もない、私は信念としてやるのだ。大した興奮をした、これは私が婦人であつたためにえらいところを衝かれたので、彼は驚いて、まあ怒り心頭に達したやうな顔をしておつたやうであります。確かに私の申上げたことは間違ひじやなかつたはずであります。

○須藤五郎君 加賀山さんの報告文書を読んでみると、その点が報告文書になつていて、そのために高田委員が補足説明をしなければならなかつたのであります。

○加賀山之雄君 私が特にその点を削つたという事とやございせん、この報告は派遣された三委員で協議をして内容をきめたのでございせん。まあたまたその当時の空氣といひます。これはもう調査の冒頭であつたわけでありまして、非常に切迫したといひます。非常に発言が切迫したために、私も切迫してはむしろ集まつたかたの発言が自由でないといひけない、余り議員が切迫するやうなふうであつてはいいないといふやうな氣持で、その後でございせん、質問はやらなくしたつもりなものであります。冒頭においてはちよつとさういふ強さがあつたために、松本國警隊長も鋭鋒に堪えかねてたじ／＼として恐ろしく深慮考へなした言つたやうな点がありはしないかといふやうな点も、私は横で聞いておつて感じ次第で、その後三人で正して、できるだけ中央から来たのであるから余り圧迫感を与えて答弁を問はずしくしていかんし、又それによつて強い影響を与えてはいけないと思ひます。話を互ひにした次第であります。

○木村守江君 ちよつと関連して……。

○須藤五郎君 私の質問を続けさせて下さい。

○木村守江君 ちよつと私の話を聞いて下さい。先ほど加賀山先生と高田先生との話が非常に違つたやうでしたが、違ひはない。實際は同じなんです。両方言うことが、ただあの時の感じとして實際私たちが、松本隊長が割合に若い國警隊長で非常に元氣がいいし、

高田さんもあの時熱が三十九度ほどあつて（笑聲）それにお互いが相當激昂したやうな恰好であつたことは私事だと思ひます。結局高田さんは教職員と思ひ調査を命じたのだらう、それから上からの犬養法務大臣からの通達があつたのをどうしたのか、いろいろ、なむずかしい入つた話があつた末に、自分としては教職員の思想調査を絶対やつていない。それから下に指令を出した覚えは全然ない。併し共産党のグループ活動に対してだけは徹底的にどうしても調査しなければならぬ。それで高田さんが、それは一体どういふ法律でやるのだ、ところがそれに対してはやはりその法律はどうかわからないが、共産党のグループ活動に対してだけは徹底的にやつて行きたいといふやうな話からだと思ひましたね。

○須藤五郎君 今の木村君の話を聞いてみると高田さんの話と一緒だ、その通りで事実だ、高田さんに追求されて、松本國警隊長が、法律はどうであらうと、とにかく共産党の行動に対しては徹底的に調査しなければならぬ。いわゆる法律を無視した言動があつたといふことは、これではつきり事実だといふことがわかりましたから、私は事実がつかみかたつたのですから、私はこの点に關する質問を終わります。

○相馬助治君 それに關連して。これは私たちが機を等しうして田中、荒木、私と三人で出かけて行つたので、やはり同じやうな形になつておかなければならぬといふわけじやないが、できたら同じにしておきたいと思ひます。ちよつとそこを念を入れて加賀山さんにお尋ねをしておきたいとい

うのは、静岡では田中委員を座長に推しまして、我々は明確に国会が持つ國政審議権によつてこういう会合を開いて、田中が座長となつて本日責任を持つて会合を運ぶといふことを宣言してやつておられるのです。そこであの静岡の國警隊長の言つたことなんかは總合してみますと、自分は手から知らなかつたが、警備隊長が調査の集りに、教研大会に行つたやうな人については知つておられることの方が便利だといふ意味の発言をしたといふ事実を認め、それからその調査については妥当性を欠いて誤解を受けたといふことを認め、併しそれは悪意の思想調査ではありま

せん、こゝろ言つておられるわけなんです。これについては意見はあるけれども、我々としてはその隊長の証言を全面的に一応認めて、さうして荒木委員から特に釘を刺して、今後はどうするのだといふことについて今後の見解を彼に述べさせ、それで私が最後に、問題はこれで我々としてはわかつたが、必要の場合には本委員会において証言を頂かなければならぬ場合もあるといふことを附言して、國警隊長との話合ひは終つておるわけなんです。これが思想調査であるかないかといふことについては三人でもつてあ

とで話をして、田中委員から報告のやうな形になつておるわけなんです。そこで私は今の問題について、それと同じケースのものが静岡でやはり出たのです。グループ活動その他の問題について、そのときにも國警隊長は、我々は法律の建前によつてやりますと、彼ははつきり言つておる。特務局あたりの動きはわかりませんと、こゝろ言つておるわけなんです。私はその表現は、言葉

の内容についてはいろいろ論があると思ひます。さうしてこれはその人その人での言葉に対する見解はあると思ひます。ですから、今聞きますと、調査員に対してPTAの会長だとか何とかといふ人がやるならいいです。何をやつても、食つてかかつてもいいと思ひます。少くとも公職を持つ人が挑戦的態度に出たといふことについては、これは本委員会は或る程度考えなくちやいけなかつたと思ひます。今後、これについての御三者の意見

は、この國警隊長の問題は木村さんのとりなしで一応話が鎮まつたから、それで以てよいといふやうになつたのであるが、問題が残つておるのか、批判は何も私はいたしません。そのことだけを加賀山さんに承つておきたいと思ひます。

○加賀山之雄君 その点について特に國警隊長には念を押したのですが、犬養法務大臣からも通達が来ています。さういふことで、今後におけることについては、その通達の趣旨を十分体して、下部に誤解のないやう、行過ぎのないやう注意するつもりであるといふことは十分言つておりました。挑戦的態度といふことですが、私もども勿論国会の權威といふことは弁えておるつもりなんです。ただ權威といふことで、

が、真相を掴むのが我々の任務でありますから、そこで調べて、誰をどうしようとか、咎め立てをして、特にひどい目にあわすといふのが我々の任務ではありませぬので、さういふ意味で調査をして聞いたといふことだけ申上げさせていただきます。

○木村守江君 高田さんから言つと、

警察官は高田さんに対しては挑戦的だというように言われるが、私たちから見れば、教員組合のかたぐひは私らに對しては挑戦的だというようにも言い得るのです。これはやはり高田さんもそのとき言っていましたね、警察官は、木村さんは警察官の味方だから、木村さんには大変いいというふうなふうな言っている。私たちのほうでは、教員組合は高田さんの味方だから、教員組合のほうが高田さんいいというふうなことが言える状態なんです。だから、決して私たちはそうは思っていないがね。そういう感じは、お互いの感じ、これを以て挑戦的だとは言えないのじやないかと思うのです。ただ何かばかにつたまされるものだから、だん／＼激昂して行つたというふうなことはこれは事実でしょう。併し、それだからそれを以て挑戦的だということは私は言えないと思うのです。

○永井純一郎君 今の木村さんの御意見もあるのだが、私は松本君という国警隊長が、国会が決議に基いて調査に行つたものを、その議員に対してそういう態度をとつたということは、これはそれが国警隊長という公務員であるから私は許せないと思う。それは、一般の民間の人であつたり、組合の人であつたりする人にでもそういうことは今の警察はしちやならんことになつておる。公務員のはしちやならんものの中にそういうことがちやんとある。特に警察官というものはそうであつてはならないということになつておる。警察官が、議員が国政調査権に基いて行つたものに対して、そういう食つてかかるような態度というものは私は絶対に

にそのままに放置しておくことはできない。ですから、この点は、私は今の調査の御報告を聞いておつて非常に痛感したんだが、そういう警察官が漸次殖えつつあるのであつて、そのこと自体がこういう差出がましい越権的な調査をする原因なんです。一番の根本な我々が今やらんとおるところであつて、松本君という隊長は最も端的にそれを私は表わした人間だと思ふ。これは録音があるならば私はその録音を是非文部委員会に取り寄せて頂きたい。その上で公務員としての松本君に對する態度を私はきめなければならぬ、こういうふうな考えますので、一応この委員会で私の考えを申し上げておきたいと思ひます。

○荒木正三郎君 加賀山先生、木村先生、高田先生ですね、この問題について私が聞いておるところでは、必ずしも表現は一致していないように思ふのです。かなり食い違ひがあるように思ふのです。高田委員は、国警隊長が法律を無視したような発言をした、こういうふうな言つておられるわけですね。若しそういうことであらば、私はこれは重要な問題であると思ひます。それで、今永井委員が述べられたように、それは録音があるなら録音を一応聞いて、法律があつてもなくても私はやるんだと、こういうことが言われたとすれば、それはやつぱり看過できないと思ふのです。

が……、どう言つたかわからない。そういうことは、私は法律を無視するとういう意味でなくて、あの切羽詰つたときに、共産党のクラブ活動だけはどいうしても調査しなくちゃいけないのだというところに主眼を置いたので、法律を無視して、法律はどうでもいいのだというふうなことを言つたのではないかと私は考へております。

○永井純一郎君 それじゃ今木村君の仰しやる情状と言いますかね。その場面が、その場合が非常に追いつめられたらうというところはあつただろうと思ひます。そのことは私はわかる。わかるのですが、国家公務員であつて、警察を担当する国警隊長が如何に追いつめられようが、どうであらうが、国民に對して、そういう上から乗つかるような態度というものは、これは絶対に許せないようなものなつておる。而も国會議員が国政調査権に基いて行つたものに對して、如何に追いつめられようが……、その追いつめられるのは当り前なんです。国家公務員は議員の前にはそのういう立場に置かれておるのが建前なんです。それに対して如何に追いつめられたとは言へ、そういう態度を見せ、且つ法律にかかわらずそういうことは自分たちは信念としてやるんだということを言つておるとすれば、これはもう立法府として、而も立法府の者に対してそういうことを言つたのですから、絶対にそういう国家公務員を置くことはできない。ですから私は先ほど申し上げたように、どういふ発言をしたかというところは録音を聞けばよくわかるのですから、録音を取寄せて、ここでその録音を聞いて、その上で、私もこれはこれこそ超黨派的に国会の権威のために結論を出さなければいけない、こういうことです。そういう人がおられますと、ついでにはならない思想を調査することになる。国家公務員が悪いからそういうことになるのですから、これは私は超黨派的に嚴格に判断をしなくちゃならぬ、こう思ひますので、録音を聞くということを動議としてここにお願いして置きます。

○相馬助治君 私は今の永井委員の動議に賛成です。理由はですね。もう明らかであつて、私はその隊長がいいか悪いかわかりません。実は我々が咎め立てることがおかしいのかもわかりません。併し咎め立てしなければならぬのもわかります。だから慎重を期すために、結論が出ないから、これは私は文明の利器である録音を聞いて、その上で一つ突地に調査された三先生の見解をもそれに附加して状況を判断して、そしてどうするかという態度をきめるためにも、是非ともこれは録音を聞く義務を私は今感じています。判断するために、従ひまして永井委員の動議に私は賛成です。

○委員長(川村松助君) 永井君の動議が出されまして、賛成の御意見がありますから録音をとり寄せて聞くことにして異議ありませんか。

○賛成「異議なし」と呼ぶ者あり

○田中啓一君 これはやはり慎重を期する意味で、理事会を一通お開きになつて、どういふふうな処置をしたらよろしいか、御相談があつたら私はよろしいんじゃないかと思ひます。

○高田なほ子君 この録音を私はNHKのほうに、青森県のほうにそれを連絡して、是非私は取らなければならぬといふ私自体も思つていた。ただここで

一言発言を求めた理由は、この報告書をまとめるにつれて突に紆余曲折があつたわけですね。これは川村委員長も御承知の通り、けれどもここでも三人とも或るところは殺し、或るところは生しして、事實は事實としてここにやろうといった形であつたのです。その問題の点の松本国警隊長の御報告が扱けたのは私も非常に迂闊であつたと思ひますが、

○鈴木弘君 私はね、こう考えます。国警隊長が放言があつて、その態度が不遜であつたかどうかは事實やばり録音を聞いて調べたほうがいいと思ひますが、ただやはり国警隊長といえども、又、国會議員といえども、如何なる態度をしても、相手が怒つたのはいけないという場合もあり得るので、怒らせるような態度を、高田君が言わなかつたともこれは保証できない。だからそれだから録音を聞いて十分やる、処理したほうがいいと思ふ。

○委員長(川村松助君) 大体録音を聞くというところに皆さん御異議ないですね。

○委員長(川村松助君) それじゃ録音を聞くことに決定いたします。

○永井純一郎君 それではもう少し加賀山君に私はお聞きしておきたいのですが、只今の御報告をすつとお伺いしておりますと、大体この同じ項目を擧げてどこの学校でもお巡りさんが来ているのですか、同じ題目を擧まえて、例えば法案研究会という問題を擧まえて、或いはその出席人数は何人であつたか、内容はどうか、殆んどそういうことに尽きておる。その他左傾し

ているか、いないかという問題については同じように大体出ておりますが、そのことについては説明されたかたは、そうだ、そういうことを聞かれたというし、お巡りさんのほうは一齊にそうでないか否定したということも大體同じ線が出てくるのです。そこで私が公平に御報告を承わつて感じますことは、一つの事項と内容を示して、こういうことを調べないという指令に基いて私はやつたものと、こう受取れるんです。その点はいろいろお感じを持つておられたか、お伺いしたい。

○加賀山之雄君 私ども実はその辺が非常にポイントですから、何とかして個もと思つて、できるだけ柔らかに真相を言つてもらおうと思つて務めたのですが、警官のほうからは、もう一切そういうような感じを受けるような態度が見えなかつた。そこで私も非常に当惑して結論が得られなかつたということになるんですが、結論的にはただこの報告にも書いてありますように、取りようにもよるような気もします。つまり非常に時期が同じような時期に同じようなことを調べたということですが、丁度このときに二月の八日、九日、九日というときに法案研究会とか、それから教研大会とかいうようなものが行なわれたので、これは如何にも統一した行動を警官が取つていようと思ひますが、丁度そういう一時的な場合に對して警官が治安の維持の責任上大體の考えを各地区で調査しているというふうな見地から自発的に行なつたとも取れる、そういうような状態で、而も取りようによつては随所で同じような時期に同じ内容のことが行なわれている。そうして見ると統一した意思の

下に警官が動いたとも思われる。その判定が私これ以上つかなくなつたといふことを非常に残念に思ふのですが、結論的には非常に時期的にまさかつたとか、やりかたに行過ぎがあつたといふ表現で感想に述べたのですが、どうも今永井さんの言われる、そこまで突きとめて来ればよかつたんですが、それから先はどうも対決して或いは無理矢理にこつちから言わせない限りは聞くことができなかったというのが実情です。

○永井純一郎君 それではもう一つは松本という国警隊長は自分が指示を出して、これを調べさせたのだといふことを認めたのか、或いは部下の警察官がそういうことは成るほどあつたといふことを認めたのか、どちらだつたのですか。

○加賀山之雄君 松本國警隊長は、これは非常に確言しておりましたが、私はそういうような調べる指令を出した覚えは一つもない。警官がたま／＼その大半の事例が、警官と教員とのお互いに知合ひの中であるから、而も一つ村の中ですら非常に顔見知り、或いはもつと親しい、或いは親戚関係であるといつたような中で行なわれているんで、極めて自分としては自然な行動だろ／＼と思うといふようなことを言つております。それと同時に、もう一つはそういう誤解を受けるような調査をしてはならぬといふ指令が行つておるわけですね。それに対しては中央から確かにそういう指令を受取つて、下部に傳達しているといふことでしたが、我々の接した駐在の警官のところにはそれは受取つていない、これは非常につきりしております。

○永井純一郎君 もう一つ関連して、これは邪推になるといけなないのでお伺いをして行つて、従来は、私警察に關係したことはないのだが、いろいろ間接的に警察の内容は幾らかわかつていますが、従来はよく誤解を受けちやならないような場合に巧妙なやり方として親類を伝つて調べるとか、或いはごく常時親しくしておる人について調べるとか、こういうやり方はよく警察が従来やつておるところな事です。そこでたま／＼各村で而も同時に、而も多発的に同じような題目を握り、同じような調査をするといふことは非常に……、大體お巡りさんといふのは低いのです。そんなことを言つちや悪いのですが、末端のお巡りさんはまあ頭が低いと思ふのです。現在まだその人たちがそういうふうな個人個人の判断で、私はそういうふうな同じ時期に多発的に同じ題目を握り、やるということはちよつと考えられないと思ふのです、これは従来例からいつて、警察官の動きからいつて考えられることは……、そこで國警隊長は私は場合によつては国会議員が國政審議権に基いて行つたのに対して嘘を言つておるのじやないかといふことが考えられる。それは自分が指示をしておきながら指示はしていないのだ、併し部下がたま／＼そういうことを、各村に多数の部下が同じようにやつたといふことが起つた。むしろ誤解を受けちやいけないといふことを通達しておるのだ、こういうことを言われておりますけれども、これが若しそうでなくて自分が指示をしておつて、そうして誤解を受けちやいから上手にやれよ、特に同じ先生を調べるにしてもか

ねが親類であるとか、或いは常時附合ひをしておるとかいうような人について調べて行けといふ、従来細かい指導を警察はやつておりますが、そういうふうな指令をむしろしておいて、そして国会から調査に行つたら全然それは嘘のことを答えたといふようなことがあつては、これは又非常に私には重大なことだと思ふのです。私はこの結果が思想調査でないという結論が出れば非常に結構であつて、それ以上は追求しようとも思いませんが、若し警察が勝手なことを自分勝手に作つて、而も国会までも偽わるというやうなことをされておきますと、これは重大な將來過ちを犯すことになると思ひますので、私は今の加賀山君の御報告を聞いておつて、どうもこの程度では私は満足できない。私の誤解でないけれども、私が御報告を承わつて總合するに、これはどうしても上からの指令に基いておるようと思つてしようがない。併しその判断がつかなくなつたのだ、今もなおいすれだつたかは、はつきりしないといふお答えだろ／＼と思ふのですが、そうであるならば非常に重大であつて、どうしても調べたところの國警隊長その他の人々を私はもう一遍ここにでも来てもらつて、宣誓してからそういう過ちない事実を掴みだすといふことを私は考えますので、ここにそのことを委員長に、あとで一つ委員長にお諮りしたいと思ひますので申し上げます。

それからも一つは、この局長通達についてその調査の方法がちよつと御報告にあつたのですが、どうもはつきり聞きとれなかつたのですが、末端はどういうふうな、教育長宛に行つた、

その教育長はどういうふうにしてどういう方法でこの局長通達に基づく中立を侵しておる事例を調べたのか、もう一遍恐縮ですが、もうちよつと詳しくどういうふうにして調査したかという方法を聞き出したのです。それからその結論が出たといふことでしたが、そういう結論だつたのかどうか、これだけ恐縮ですがお伺いしたいと思ひます。

○加賀山之雄君 これは茨城県で調べた事例に属するわけですが、教育長が受けて、これは参考資料として差上げることになつておると思ひますが、一つは書面の形で、一般の公立学校に對しては簡条書にしまして四項目に分けてこういう事例があつたら報告するやうに、併しそれについては誤解を受けないやうに、無用の刺激を受えないやうに慎重を期せられた。それから該當事例があつた場合は貴職の意見を併せて記載してくれ、こういうことが附記されて書面でもなされております。それから一つは高等学校と盲聾学校だけは丁度當時校長会議でか、會議があつたので、その席上口頭で通牒を求めた。まを聞かせて、そして報告を求めた。二つの方法で傳達されていふことでもあります。現在は一、二のまだ未報告の分があるが、恐らく今日にはもう揃つていふと思ひますが、當時として全然該當の事例がないといふことが書面によつて来ている。それから口頭で告げたものからもう一つは報告が来ており、いずれも該當事例がない、こういうことでもあります。

○安部牛三子君 ちよつとそれで補足申したいのですが、実は私が調査しました対象のメンバーをずらりと

見ましたときに、三十名近くの人がおられましたのに、その人数に比して教員組合から二人しか出ておられない。あとは全部教育出張所のかたと教育委員会のかたと課長さんというふうな、いわゆるこの報告書を出したほうの立場の人か、それを受けて調査した立場のかたの集りの人数が多いので、こういうふうな人数の成員では本当のことが調査がでないような気がするし、殊に不安感をもつたか、もたないかという、この大事な問題になりましたときに、組合側の先生の代表は、必ず不安感をもつてゐる。又私ももつてゐる。不安感現場の先生は皆もつてゐるのだという強い主張がありました。に対して、出張所の人は認められないということを一々言われました。ところが又その隣の人もそれに賛成されたわけなんです。そこで私はあなたたはそういうことを今はつきり言われませんが、その言葉に責任がもたれますかと、言い切つてしまわれたことに對して私は注意を促す意味でそういう反問をいたしましたのに対して、初めはその通りですというふうな空気が強かつたし、それから折悪しく教育長はその日お見えにならなくて、次長がお見えになつた。それから教育委員会のほうでは教育委員長が出席して、それから教育委員の一人のかたと、教育委員が二人でございました。それで問題になつております附記の問題につきまして、これは課長が独断でやつたのだ、教育長にも相談しないし、次長にも相談しないし、勿論正式に教育委員会にもかけていなかった。このことが非常に問題であるし、又附記になつてゐるあなたの意見も、貴官の意見も添

えて出しないといふふうな、こういうふうな通達を、明らかに私は思想調査だといふふうな考え方で、その不安感をもつていないか、いるかの、この結論につきましても、教育長の皆さんに再三反省を促したところ、最後になりました、そのことは現場の先生に聞いてみなければつきりしたこと、は答えてできないといふことになつて、報告の通りな結論が出たわけなんです。そこで私はこのようない片手落ちな、片一方の人が二人で、片一方の人が二十何人、三十人近いといふふうな片手落ちな人の招集は不当じやないか、ということを申しました。ところが、木村さんが川村さんの名でこのメンパーを集めてくれといふ通達がこの通り来ているからといふことで、そういう証明を出されたもので、そうであるから、それなら川村委員長の責任でもあることですから、又すでに出されておることでありまして、仕方がないと思ひまして、私はその場合はその立場で公述を聞いたわけなんです。併しあとから新聞記者のかたたちがインタビューをなさいました席に、私にこう言われました。先生は……（私のことでございませう）あの附記の問題が、校長の独断でやつたといふことは、これはもう重大な問題ではないかといふことを私も反問されましたので、私もその通りだと思ふ。確かにこれは越権行為だといふふうにインタビューでは説明しましたし、又事実会場の空気で木村さんと私の議論が激しくなりまして、殊に最初木村さんが二人の教員組合のかたたちに質問なさるその仕方が、何だか圧力が加つて訊問しておるような形のように私にれました。

で、そういうことでは調査にならない。あなたの意思を向うに押付けるような聞き方をなさらないで、ありのままのことをお聞きになればいいのであつて、その結果は我々があとで御相談して結論を出すことであつて、そういうふうな運営を持つて行つて頂きたいといふことを途中から私が申しまして、大変そういう空気の中でこの調査が行われましたもので、私は事実を申し上げますと、十分真相を掴むことができなかったといふことを私は感じております。その当日出されております朝日の記事にも真実を調べていない、だから再びこの真相を調査される限り再調査をなされる意思はありませんかという新聞記者の問いがございまして、私はその点で大変遺憾なことだが、国会へ来て頂くといふことも或いは必要になるかも知れません、こういうふうなことを答へましたのに対して、木村さんはその必要なしといふふうに言明された次第でございまして、今度の調査につきましては、私は至つて残念ながら十分でなかつたと思つた次第でございませう。

○荒木正三郎君 加賀山先生にちよつと伺ひたいのですが、よろしく詳細に御報告を聞かして頂きまして有難うございました。私の手許に配付されましたこの半べらの紙に蓬田村の事例において斎藤校長が調査に手渡したといふ書面の三項目、こういうものがあるのですが、これは何ですか、警察官に書類で以て回答するようにという要請に基いて学校長がこういつた書面を手渡すことになつたのかどうかです。ね、その点について伺ひたいと思ひます。

○加賀山之雄君 学校の側からの陳述によりますと、何か書いてくれと頼んだ、或いは要求したといふようなことも、まあそれは要求ではないかといふようなことまで議論したのですが、要求とまでは言えなかつたか、そういう弁解の末、今度は警官に聞きましたところが、書面なんか絶対に要求した覚えはない、こういうふうに言つておるのではありません。ただ校長、それは斎藤校長さんがみずから警官が何か書いてくれと、まあ要求といふ意味じやなかつたと思つたのですが、書いてくれなかつたと思つたから自分としては今度簡単に三項目だけこれ／＼のこに書いて渡したのだと校長先生は、はつきりこう言つておる。ところが一方の警官はそういうことを要求した覚えもないし、もらつた覚えもない、こういう状態なんです。この非常に真相が掴みにくいのですが、校長先生が内容まで言われて渡したと言われるのだから、私はそのほうが正しいのではないかと私の感覚としてはそう思つておりますが、警官はそれを強く否定しております。

○木村守江君 ちよつとここで申し上げますが、教員組合から出したやつには小山内調査がその文書に書いてくれと言つたのだが、それは校長は出さなかつたと言つておるのです。ところがその先生は出した、組合からのやつでは出さなかつたと言つておる。その三者三様なんです。よ、（笑）そこに非常に我々が解明でき難いところがあるのです。

○荒木正三郎君 まあ先ほどいろいろお話を聞いておりますと、今度の研究会等に出席した者についての調査は極く親しい間柄、或いは知合いの間柄が多くて、極く楽な気持ちで難談的に話合ひの中に出て来たように、そういう印象を受けるようなお話振であつたわけですが、特に木村さんはそういう点を強調されたわけですが、併し書面でこういうことを要請したといふことになると、私はそういう楽な気持ちにはどうしても受取り難いと思つたのです。従つてこの事実が事実であるかどうかといふことは、やはり今度行われたいろいろの調査の私は性格を示すものといふふうな考へて、まあ私としては重要視したいところなんです。それで加賀山先生からもその点は両者の意見の食い違ひがあつて十分懇談できなかったと、こういうお話でございませうが、何とかこの点も、もう少し明らかにする方法はないかといふことを考へておるわけでありませう。

それからもう一つは、木村さんの補足説明の中に、この問題は学校でもあまり問題にしておらなかつた、或いはその地方でも問題にしておらなかつた。そうして教員組合だけが騒ぎ立てておつたのだと、こういうふうな意味のように私は受取つたのですが、まあ解釈ではこういう問題が起つた場合にやはりこれを組合で取上げると、これが最も私は当然な措置だと思つたのです。で、こういう調査を受けたといふことについて、調査を受けた者が、これは思想調査ではないかといふふうな感じを持った場合に、この問題の解決を図るのは私は第一は教員組合だと思つたのです。そのためにこの教員組合といふものは作られておるのであつて、組合がとり上げるといふことは私は当

然なことだと思ふ、かように思うのですが、で、これを地元で問題にするかしないか、それはそのときの事情にもよるし、その調査を受けた先生方の考え方にもよるのであつて、これを以て地元から遊離しておるとか、或いは学校から遊離しておるとか、或いは私は私としてはどうも納得のし難い点なんです。それでその問題に關連して私は加賀山さんにちよつと尋ねたいのですが、この東奥日報に衆議院の文部委員がやはりこの問題について調査されたように報道されております。そしてその報道の結論として、これは新聞報道ですから間違つてゐるかも知れませんが、青森の思想調査は國警から命令されて行われたものでなく、明らかに日教組が共產党に利用されてつち上げたものである、こういう報道をされておる、私はこれは非常に心外に思うと共に意外に感じておるわけですが、で、こういうことが地元の新聞に報道されている以上は、私もこのまま看過することはできないような氣持を持つております。それで今度の調査は、或いは國警から指令されたものでないかも知れませんが、そのことは明らかになつておらないのですから。併し、これを日教組が共產党に利用されてつち上げたものである、そういう判断を下されたかどうか知りませんが、こういうことが新聞に報道された以上は、私は加賀山先生の御所見は、是非ここで承わつておきたい、こんなふうに思つておるのです。

○加賀山之雄君　今ちよつと私その記事を読んでおらんでよくわかりませんが、前半の國警隊長の指示に基いて行われたものではないという断定も私

はしていいので、これを断定をした
いのですが、そこまでの断定ができな
い。ただ、その国警隊長とそれから受
けた駐在所の警官の発言から、まあこ
れは絶対にそういうことはない、両面
から言っておりますから、これは口を
合わせるということもできないことは
ないかも知れませんが、そういう点か
ら見て、私はそれは、それを信じた
い。で、共産党の捏造によつて作り上
げられたということは、この調査した
ものが幾つもあるわけですが、併し何
件でありましたか、八件か九件に亘つ
ておるわけでございますが、この九件
の中で、私は何かそこに故意に作られ
たのではないかという印象を受けるも
のが一、二あつた。で、先ほどちよつ
と木村委員も言われましたが、この発
表者みづからが、こちらに行つて聞い
て見ると、そういうことは覚えがな
い。例えば書籍、読書傾向等を調べた
そういう事實はない。これは柏木の事
実ですが、そういうような発表者自体
がそういうことを言つておる。而も堂
堂と発表はされておる。

それからこれは青森の青森学校の例
ですが、いろいろまあ問答しまして、
非常に長く亘つて調べた詳しいのもあ
りますけれども、どうしてもその真相
が掴めない。何だか前後に矛盾があり
まして、これなんかもどうも何か発表
者が作り上げた事実ではないかといふ
ようなものであります。

それからもう一つ不可解であつたの
は、金木中学校の生徒を調べた事件で
すが、これも非常にこの警官側が、例
えば五分間ぐらい聞いたということ
が、二時間に亘つて生徒を教員室で調
べたというように伝えられておる。そ

ういうような点から、こういふようなことの問題は、どうもその中に多少でも作りごとなり、誇張なるものがある感じが受けた。これは共產党が捏造したということは、私は言えもしないし、調べもしないし、又従つてそれを確言は勿論できませんが、そういつた誇張なり、それから事実と違ふ節がこの発表の中に二、三あつたということ
は申上げられると思います。

○荒木正三郎君　今の問題はこれは誤解を与えると思ひます。これは私どもが静岡へ参りまして調査をいたしましたときにも、いろ／＼組合から資料を提出して頂きまして、その中にも、組合といへども警察官でないのですから、組合のいろ／＼調査の結果については、若干あるかも知れないと組合では言つている。従つて青森県の場合でも、私はよく知りませんが、そういう点があつたかも知れないと私は思うのです。併しこれを以て今度のまあ思想調査ということについては、いろ／＼意見があると思うのですが、調査されたという事実は幾つも上つているのですからこれは私は否定することはできないと思ふのです。そういういろ／＼事実が上つていゝことに付いて、これがでつちけ上げてあると言つて、すべてを片づけたいやうなことは、私は明らかに考へ間違つた判断であるといふに考へるのですがね、そういう全般的な問題について、おつしやつて頂きたいと思ひます。

○加賀山之雄君　私は二、三そういう事実があるということを申上げたので

で、然らばこの出て来た九つの事態が全部そういつた誇張なり捏造なりで、できていとは思いません。それは思いません。必ず警官とそれから教員の中に、問答もあり、これらがどういう内容に触れたか、大分違つてはつきりしないのがあつたか、そういうことはあつたと、併し二、三の中にはそういつた誇張、捏造的なものが見受けられる。併しそれを以て全部が、この事態が作りものであるというようなことは到底考えられません、私としては。

○相馬助治君　これについてはいろいろまだ御質疑が残されていると思うのですが、先ほど廻つて来た紙にも午後の日程もあるやに聞いておりますし、もう一時を過ぎましたので、それとこの参考人をお呼びするということ、恐らく理事会の必要もあると思うので、本日は、本委員会は、只今議題になつている質疑を保留して、散会せられんことの動議を私は提出いたします。

○委員長（川村松助君）　只今相馬さんから、本日はこの程度で散会し、御要望の件は理事会にということですが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長（川村松助君）　ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長（川村松助君）　速記を始めます。本日はこの程度を以て散会いたします。

午後一時九分散会

三月十三日本委員会に左の事件を付託された。

一、皇室の保存修理費全額国庫負担等に関する請願(第一六〇二号)

一、教育委員会廃止に関する請願(第一六一二二号)(第一六五九号)(第一六八八号)(第一七〇四号)(第一七一六号)(第一七二八号)

一、小学校教員の定数増員に関する請願(第一六一三号)

一、教員の定数増員に関する請願(第一六一四号)

一、学校給食法制定に関する請願(第一六一五号)

一、公立学校事務職員的身分に関する請願(第一六一六号)(第一六五六号)(第一六五七号)(第一六五八号)(第一七二二号)(第一七二五号)(第一七三八号)(第一七三九号)

一、公立学校事務職員的身分等に関する請願(第一六一七号)(第一七二三号)

一、教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願(第一六一八号)

一、教育公務員特例法中一部改正に関する請願(第一六九五号)

一、学校業削師の法制化に関する請願(第一七三三三号)

一、公立学校事務職員的身分に関する陳情(第四六五号)

一、教員の政治活動禁止法制定反対に関する陳情(第四八〇号)

第一六〇二号 昭和二十九年二月二十五日受理

国庫の保存修理費全額国庫負担等に関する請願

請願者 京都市東山区東山七条智積院内 岡田戒玉外 七十六名

紹介議員 井上 清一君 大谷 賢雄君 川村 松助君

團 伊能君 高木 正夫君 高橋 道男君

文化財保護法制定以来既に三箇年を経過し、国宝及び重要文化財の指定並びに修理事業等について着実な効を挙げているが、全国八千件に及ぶ国宝、重要文化財は逐次指定件数の増大と物件の損傷にもかかわらず保存修理費は増額されず、国庫からの修理補助額は修理費全額の七十パーセント程度であるため、所有者の修理費負担金は高額となつて生活の窮迫をきたしている現状である。さらに、文化財の保護管理の完べきを期すためには、防災施設の完全を図る必要があり、またその防災施設に対する維持管理費も必要となつてくるが、これらの対策はことに不十分である。その他、文化財の環境保全及び無形文化財の保護育成等もまたはなはだ不完全なものであるから、(一)国宝、重要文化財の保存修理費全額国庫負担、(二)防災施設管理費国庫負担、(三)無形文化財助成費増額等の措置を講ぜられたいとの請願。

第一六一二号 昭和二十九年二月二十五日受理
教育委員会廃止に関する請願
請願者 福岡県田川郡大任村 長 池本基平外二十五名

紹介議員 小松 正雄君
地方自治の大半を占める教育行政を教育委員会によつて処理することは、地方行政を複雑にするばかりでなく、地方行政の総合的運営を阻害するおそれがあるから、教育委員会を廃止せられたいとの請願。

第一六五九号 昭和二十九年二月二十六日受理
教育委員会廃止に関する請願
請願者 福岡県糟屋郡仲原村 長 箱田徳次郎外三十一名

紹介議員 小松 正雄君
この請願の趣旨は、第一六一二号と同じである。

第一六八八号 昭和二十九年二月二十七日受理
教育委員会廃止に関する請願
請願者 福岡県京都郡稗郷村 長 石本秀雄外三十三名

紹介議員 小松 正雄君
この請願の趣旨は、第一六一二号と同じである。

第一七〇四号 昭和二十九年三月一日受理
教育委員会廃止に関する請願
請願者 福岡県朝倉郡馬田村 長 草場一外三十七名

紹介議員 小松 正雄君
この請願の趣旨は、第一六一二号と同じである。

第一七一六号 昭和二十九年三月二日受理
教育委員会廃止に関する請願
請願者 福岡県築上郡西角田村 長 津田幸次郎外三十四名

紹介議員 小松 正雄君
この請願の趣旨は、第一六一二号と同じである。
第一七二八号 昭和二十九年三月三日受理
教育委員会廃止に関する請願

請願者 福岡県筑紫郡御笠村 長 井上隆助外二十五名

紹介議員 小松 正雄君
この請願の趣旨は、第一六一二号と同じである。

第一六一三三号 昭和二十九年二月二十五日受理
小学校教員の定数増員に関する請願
請願者 岡山県倉敷市上富井七九 堀谷福一外十九名

紹介議員 秋山 長造君 江田 三郎君
最近伝えられるところによると、小学校教員の定数に關し、従来の一、二、三、四、五の係数一、五を係数一、三、五に低減するものであるが、これは現状無視、教育破壊の暴挙であり、その及ぼす影響はかりしれないものがあるから、小学校奨励教員を理論学級の二、五倍以上に確保せられたいとの請願。

第一六一四号 昭和二十九年二月二十五日受理
教員の定数増員に関する請願(二通)
請願者 岡山県御津郡新山村 長 三村弘外六十一名

紹介議員 秋山 長造君 江田 三郎君
最近伝えられるところによると、中小学校教員の定数に關し、従来の一、二、三、四、五の係数一、三、五を係数一、三、五におよび一、七に低減するものであるが、これは現状無視、教育破壊の暴挙であり、その及ぼす影響はかりしれないものがあるから、中小学校教員の定数は現行通り確保せられたいとの請願。

第一六一五号 昭和二十九年二月二十五日受理
学校給食法制定に関する請願
請願者 岡山県児島市赤崎一、二四五 福田正雄外九名

紹介議員 江田 三郎君 秋山 長造君
学校給食は、児童の体位向上、偏食のきよう正、粉食の常食化或は食生活の改善に、その効果を挙げているから、学校給食が恒久的施設として一層の効果を挙げよう学校給食法を制定せられたいとの請願。

第一六一六号 昭和二十九年二月二十五日受理
公立学校事務職員に關する請願
請願者 静岡県小笠原郡佐東村中 方 鈴木睦太郎外七十五名

紹介議員 高田なほ子君
地方公務員法第五十七條によれば公立学校事務職員は、教職員としてその職務と責任の特殊性を認められているから、公立学校事務職員を教育公務員とするようすみやかに教育公務員特例法改正案を可決せられたいとの請願。

第一六五六号 昭和二十九年二月二十六日受理
公立学校事務職員に關する請願
請願者 新潟市関屋六三三新潟 高等学校内 儀幸次郎 外九百五十二名

紹介議員 高田なほ子君
この請願の趣旨は、第一六一六号と同じである。

第一六五七号 昭和二十九年二月二十六日受理
公立学校事務職員に關する請願(二通)
請願者 静岡県駿東郡小山町小 山中学校内勝 俣素外五十四名

紹介議員 高田なほ子君
この請願の趣旨は、第一六一六号と同じである。

第一六五八号 昭和二十九年二月二十六日受理
公立学校事務職員に關する請願(六通)
請願者 岐阜県海津郡高須町 立海津高等学校内 井上弘行外九十五名

紹介議員 高田なほ子君
この請願の趣旨は、第一六一六号と同じである。

第一七二三号 昭和二十九年三月二日受理
公立学校事務職員に關する請願
請願者 福岡県久留米市諏訪町 一、七三六 江上健吾 外二十七名

紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第一六一六号と同じである。

第一七二五号 昭和二十九年三月三日受理
公立学校事務職員に關する請願
請願者 京都市右京区太秦安井 辻ノ内町一四 山崎徳治郎

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第一六一六号と同じである。

第一七三八号 昭和二十九年三月三日受理

公立学校事務職員に身分に関する請願

請願者 熊本県人吉市温泉町

二、四九二 洲田勇象
外二百八十三名

紹介議員 矢嶋 三義君

この請願の趣旨は、第一六一六号と同じである。

第一七三九号 昭和二十九年三月三日受理

公立学校事務職員に身分に関する請願

請願者 新潟市日の出町三ノ

一 沢田末太郎外二百
四十七名

紹介議員 高田なほ子君

この請願の趣旨は、第一六一六号と同じである。

第一六一七号 昭和二十九年二月二十五日受理

公立学校事務職員に身分に関する請願

請願者 北海道旭川市三条通六

右四号 塚原三郎外三
十二名

紹介議員 高田なほ子君

公立学校事務職員は、校長、教員と同じく職務と責任に特殊性を持った職員であり、その実態は程度の差こそあれ学校という教育の場において児童、生徒を対象として直接的にも間接的にも校長、教員と変ることのない仕事に従事しているのに、身分ならびに恩給法においてこれらの教職員と差別されていることは不合理であるから、事務職

員を事務教員とする如くすみやかに関係法規を改正するとともに、これら公立学校事務職員の恩給制度を確立せられたいとの請願。

第一七二三号 昭和二十九年三月二日受理

公立学校事務職員に身分に関する請願

請願者 北海道空知郡上砂川町

二 石田一郎外三名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第一六一七号と同じである。

第一六一八号 昭和二十九年二月二十五日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願

請願者 東京都品川区東中延二

ノ四一四 河野平次外
十七名

紹介議員 岡田 宗司君 重盛

壽治君 高田なほ子君

岡 三郎君 山田

簡男君 三木 治朗君

上條 愛一君 永井純

一郎君

今次国会に提出予定の「教育公務員特

例法の一部を改正する法律案」および

「義務教育諸学校における教育の政治

的中立の確保に関する法律案」は、教

育に対する不当支配の排除でなくてか

えつて憲法ならびに教育基本法の精神

第一六九五号 昭和二十九年二月二十七日受理

教育公務員特例法中一部改正に関する請願

請願者 福島県河沼郡広瀬村

二 瓶喜元外二十四名

紹介議員 木村 守江君

昭和二十四年一月法律第一号教育公務

員特例法施行当時在職していない者に

対しては、同法附則第三十一条の規定

が適用されないためにそれ以前に十数

年に亘る教職勤務があるにもかかわらず

その後復職の場合にも恩給基礎在職

年限の通算が行われないことは、まこ

とに不合理であり、これら該当者の老

後の生活に致命的な打撃を与えること

になるから、すみやかに教育公務員特

例法中一部を改正し、恩給基礎在職年

限が昭和二十四年一月以前と以後とを

通算されるよう措置を講ぜられたいと

の請願。

第一七三二号 昭和二十九年三月三日受理

学校薬剤師の法制化に関する請願

請願者 東京都中央区銀座六ノ

第四六五号 昭和二十九年二月二十五日受理

公立学校事務職員に身分に関する陳情

陳情者 新潟市関屋六三五新潟県

立新潟高等学校内 磯幸

次郎外三百二十七名

教育公務員特例法ならびに地方公務員法の制定に伴い学校人事の取り扱いが不統一となり、学校運営上非常に不便であるから、学校の事務職員も教員と同様、教育職員として一本の取り扱いになるよう関係法規を改正せられたいとの陳情。

第四八〇号 昭和二十九年三月一日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に関する陳情

陳情者 長野県上田市議会議長

森健二

教員の政治活動禁止法案は、その結果においては、所期の範圍を越え、教育が、時の政治的勢力に屈従されて曲学あ世の風を招来し、かつ批判的精神並びに文化の自主性を喪失せしめるものであり、ついに国的前途を誤らせる虞がきわめて大であるから、本法案には絶対反対であるとの陳情。

昭和二十九年五月二十二日印刷

昭和二十九年五月二十四日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局